

パラレルス エンドユーザーライセンス契約

本エンドユーザー・ライセンス契約（「本契約」）は、下記で定義する個人又は法人であるお客様とパラレルス・ホールディングス・リミテッド及びその子会社（以下「パラレルス」と総称します。）の間の法的な契約です。

本契約に伴うパラレルス独自のソフトウェア（「本件ソフトウェア」）をダウンロード、インストール、ライセンスキーの取得又はその他本件ソフトウェアにアクセスし、これを使用する前に、本契約をよくお読みください。

本ソフトウェアは著作物であり、パラレルスは、お客様に対してこれを販売するのではなく、本契約に基づきお客様に使用許諾（「ライセンス」）します。お客様が、本件ソフトウェアをダウンロード、インストール、ライセンスキーの取得、又はその他これにアクセスし、これを使用することにより、お客様は、本契約を読み、これを理解し、この条項に拘束されることを承諾及び合意したものとみなされます。もしお客様が、会社、組織、教育機関又は政府の機関、機能若しくは省庁（以下「法人」と総称します。）の権限のある法定代理人として本契約に同意する場合、お客様は、当該法人を本契約に拘束させる権限があることを表明したものとみなされ、本契約でいう「お客様」とは、エンドユーザー個人及びお客様が代わって本契約に合意することを代理する当該法人の両方を意味します。

本契約に拘束されることを希望されない場合は、「同意しません」又は類似のボタンをクリックし、ダウンロード及び／又はインストール作業を中止し、本件ソフトウェアへのアクセス及びこの使用を直ちに中止し、お持ちの本件ソフトウェアの複製版を全て削除して下さい。本契約は、本契約が参照する本契約に組み入れられる追加の条項又は方針と併せて、本件ソフトウェアに関するお客様とパラレルス間の完全合意を形成し、本契約は、お客様とパラレルス間の口頭又は書面を問わず本件ソフトウェアに関する従前の提案、表明又は合意に優先し、これらに取って代わるものとします。

1. ライセンス

1.1. **ライセンス** お客様が、該当する使用料（「ライセンス料」）を全額支払うことを含み、これに限定されず本契約の条項を全面的且つ継続的に守ることを条件として、お客様の本件ソフトウェアの取得先である該当するパラレルス法人は、お客様に本件ソフトウェアの個人限定、制限付き、非独占的、移転禁止（第1.6項による場合を除きます。）、譲渡禁止及び撤回可能なライセンスを付与するものとし、お客様はこれを承諾します。このライセンスの下で、本件ソフトウェアは、本契約で許可される範囲で、本契約期間中、機械解読可能なオブジェクト・コード形式のみで使用することができます。また本件ソフトウェアのユーザーマニュアル（「ドキュメンテーション」）も併せて提供されます。本契約上、「本件ソフトウェア」には、パラレルスが実施し、パラレルスのウェブサイトを通じてエンドユーザーに提供されるその更新、改良、改変、修正及び追加も含まれます。但し、パラレルスは、本件ソフトウェアの更新、改良、改変、修正又は追加を行う義務は負いません。

1.2. **使用範囲** お客様に付与された本件ソフトウェアのライセンスは、次の制限に服し、本件ソフトウェアが、この制限又は本契約のその他の条項に反して使用することは、本契約の違反であり、ライセンスは解除されます。お客様は、一度に、お客様が所有、リース又はその他お客様の支配下にある一機の本件承認機器上のみで、一つのライセンスキーで起動した本件ソフトウェアの複製版を一つのみ使用することができます。お客様が本件ソフトウェアのライセンスキーを複数保持しているときは、いずれも本件承認機器上でのみ、また本契約で許可された範囲でのみ、ライセンスキーの数に応じた数の本件ソフトウェアをインストールし、その各複製版を使用することができます。本契約上、本件ソフトウェアの「使用」とは、本件ソフトウェアを本件承認機器のテンポラリー又はパーマナントメモリにロードすることを意味します。本件ソフトウェアを他のコンピューターに配布するためのみにネットワークサーバーにインストールすることは、本件ソフトウェアの「使用」に当たりません。但し、この場合、配布先のコンピューターは、お客様が有効なライセンスキーを保持する本件承認機器でなければなりません。本件ソフトウェアをお客様が保有するライセンスキーの数を超えた数のコンピューター上で使用、配布又はインストールすることはできません。本件ソフ

トウェアを複数のユーザーで使用又は複数のユーザーに配布するときは、本件承認機器の数が、お客様が取得したライセンスキーの数を超えないよう確保しなければならず、これが守られない場合は、本契約の違反であり、ライセンスは解除されます。

1.3. **追加条項** お客様がライセンスを受けた本件ソフトウェア製品に応じて、別紙Aの条項及び制限が追加されることがあり（「追加条項」）、当該条項も本契約で参照され、本契約の一部を構成するものとします。

1.4. **評価用ライセンス** お客様が、本件ソフトウェアの試用又は評価用バージョンを取得したときは、本件ソフトウェアを限定された期間（「試用期間」）のみ起動できる試用起動キーが付与されます。試用期間中は、お客様が、本件ソフトウェアがお客様の需要に合うか評価するために、本件ソフトウェアを内部で営利目的以外の目的のためにのみ使用することができます。試用期間の経過後は、起動キーを購入するか、本件ソフトウェア、ドキュメンテーション、これらの全てのバックアップの複製版及びお客様が取得した全ての試用起動キーを破棄して下さい。試用期間の経過前に起動キーを購入されない場合は、本契約及び本契約に基づくお客様の全ての権利及びライセンスは、試用期間の経過と共に終了します。

1.5. **複製版及び改変** 適用法令によりそのような制限が認められない場合を除いて、お客様は本件ソフトウェア及び取得したライセンスキーのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル又はその他解読することはできません。また本件ソフトウェア又は取得したライセンスキーを如何なる態様によっても改変及び改造することはできません。バックアップ又は記録保持の目的のために、本件ソフトウェア、ドキュメンテーション及び取得したライセンスキーの複製版を一つ作成することはできます。これらの複製された本件ソフトウェア、ドキュメンテーション又はライセンスキーには、これらを当初受領したときにこれらに含まれていた著作権又はその他財産権の表示が含まれていなければなりません。本項で許可された場合を除き、お客様又はお客様の監督下にある者は、本件ソフトウェア、ドキュメンテーション、ライセンスキー又はこれらの一部の複製版を作成することはできません。

1.6. **権利の譲渡** パラレルスが事前に書面で承諾しない限り、本件ソフトウェアの権利をサブライセンス、リース、賃貸又は貸与することはできません。但し、お客様が本契約に関する実質的に全ての資産を売却する場合は、本契約を全面的に譲渡することができますが、この場合、譲受人は、お客様の本契約上の義務を全て引き受け、また本契約で付与されたライセンスは、譲渡の直前に本件ソフトウェアがインストールされていた本件承認機器上での使用に限定されます。パラレルスは、本契約を制限なく譲渡することができます。上記に反する譲渡は、無効であり、何らの効力も生じません。上記に従い、本契約は、各当事者及びその承継人及び許可された譲受人を拘束し、これらの利益のために効力を生じるものとします。

1.7. **サポート及び保守サービス、更新** パラレルスは、本契約上、サポートならびに保守を行いません。またパラレルスは、本件ソフトウェアを更新、改良、改変、修正又は追加を行うことを発表又は実施する義務を明示的にも黙示的にも負わず、お客様には本契約を理由にこれらの実施を要求する権利はありません。パラレルスは、サポート及び／又は保守サービスを別途提供する場合もあり、本件ソフトウェアと併せてパラレルスのサポート及び／又は保守サービスを購入された場合は、これらのサービスは、当該サービスの条項に基づき提供されます。パラレルスが、サポート及び／又は保守サービスの一部として提供する補足ソフトウェアコード又は関連資料は、本件ソフトウェアの一部とみなされ、本契約の条項に服します。

2. 知的財産権及び守秘義務

2.1. **使用報告、ライセンス違反及び救済** パラレルスには、弊社の製品が本契約どおり使用されていることを確認するために、ライセンスキーの数、本件承認機器のIPアドレス及びその他適用のある機器の識別事項（MACアドレス又はUDIDを含みます。）、ドメインカウント並びにその他の関連情報を含むキーの使用態様に関するデータを収集する権利があり、お客様はパラレルスがこれを行うことを許可します。パラレルスは、本契約の違反を発見次第、不正に使用されたキーが、正規購入されたものとしてその時点の最新価格をもってその代金を請求し、又は本件ソフトウェアを遠隔操作し

て使用不能にするなど必要な措置を講じて、直ちにその違反を是正せしめることができます。この場合、お客様は、本契約の遵守状況を確認するために必要なデータの送信を電子的又はその他の方法で妨害しないことに合意します。本契約の遵守状況を確認するために必要なデータの送信を妨害する行為は、本契約の違反とみなされ、その結果第4条に基づき、本契約は直ちに解除されます。

- 2.2. **ライセンスの自動更新及び有効期限** ライセンスには、ライセンスの有効期限が設定されるものもあります。永久（非リース）ライセンスキーに関しては、パラレルスが本契約に違反して使用されていると判断しない限り、ライセンスは自動的に更新されます。ライセンスキーの盗難又はお客様の支配が及ばない状況でライセンスキーが不正若しくは違法に使用されていることが疑われる場合は、パラレルスに速やかに通知して下さい。お客様に別のライセンスを再度発行し、疑わしいライセンスを失効させます。リースされたライセンスに関しては、ライセンスが更新されるためには、期限満了日前までに月々の支払いが正しく行われていることが確認されなければなりません。パラレルスは、製品ライセンスの有効期限切れを生じさせ得る事項があるときは、お客様の便宜のため、製品のインターフェイスにライセンス失効警告を入れることができますが、これを入れる義務は負いません。もしお客様が、ライセンスが潜在的に失効することが不適切であると考える場合は、お客様の責任でパラレルスにご連絡下さい。パラレルスは、ライセンスの失効から発生した損害又はコストについて責任を負いません。
- 2.3. **本件ソフトウェア及び商標の財産権** 本件ソフトウェア及びドキュメンテーションに対する財産権は、パラレルスに帰属し、本件ソフトウェア及びドキュメンテーションは、米国の著作権及び知的財産権に関する法律並びに国際条約で保護されています。またお客様とパラレルスの間で、パラレルス及びその第三者ライセンサーは、著作権、営業秘密、特許又は商標に関する法律に基づく関連の知的財産権を含み、本件ソフトウェア及びドキュメンテーションに対する全ての権利、財産権及び利益を保有し、保有し続けることを確認及び合意します。本契約に基づき、お客様に明示的に付与された限定的且つ撤回可能なライセンスを除き、本契約は、黙示的、禁反言その他いずれにおいても、お客様に本件ソフトウェア若しくはドキュメンテーション又はその他知的財産権に対する財産権、権利又は利益を付与するものではありません。本件ソフトウェア又はパラレルスが提供するサービスに関連してパラレルスが使用する全ての商標又はサービスマークは、パラレルスの保有物です。本契約は、これらのマークに対する如何なる権利、ライセンス又は利益をお客様に付与するものではなく、お客様は、これらのマーク又は当該マークに酷似する言葉若しくはデザインに対して権利、ライセンス又は利害を主張しないものとします。
- 2.4. **守秘義務** 本件ソフトウェアの使用又はドキュメンテーションの閲覧は、ライセンスキーを正しく取得した権限のあるユーザーのみに限定して下さい。お客様は、本契約で明示的に許可される場合を除き、本件ソフトウェア、ドキュメンテーション又はライセンスキーを第三者に使用させてはならず、また本契約で明示的に付与される権利を行使する以外の目的で本件ソフトウェア、ドキュメンテーション又はライセンスキーを使用してはなりません。またお客様は、パラレルスが、本件ソフトウェア、ドキュメンテーション又はその一部の不正な使用、複製又は開示を識別し防ぐことに協力することに合意します。
- 2.5. **データ使用の承諾** お客様は、パラレルスが、本件ソフトウェアの更新、製品サポート及びその他本件ソフトウェアに関するサービス（があれば）を提供する上で定期的に収集するお客様の機器、システム及びアプリケーション・ソフトウェア並びに周辺機器に関する技術情報を含み、またこれらに限定されない技術データ及び関連情報を収集及び使用することに合意します。パラレルスは、お客様個人を識別できない態様で使用する限り、これらの情報を弊社製品、サービス及び技術の運用、提供、改良及び開発、弊社製品、サービス及び技術の不正若しくは不適切な使用の防止及び調査、弊社製品、サービス及び技術の研究開発、本契約に記載するその他の目的、又は弊社の製品及びサービスの一環としてお客様に提供するために使用することができます。
- 2.6. **監査を行う権利** パラレルスは、本契約期間中及び本契約の解除又は満了後2年間、お客様に書面で通知を行った上で、お客様の本契約の遵守状況及び（もしあれば）本件ソフトウェアに適用されるライセンス料が支払われていることを確認するために、お客様の帳簿、記録及びコンピューターを監査することができます。監査を行った結果、監査対象期間において、パラレルスに支払うべきライ

センス料に5%を超える過少払い、又はお客様の本契約の違反が発覚したときは、パラレルスに与えられるその他の権利及び救済とは別に、お客様に、パラレルスに対して速やかに過少払い分を補填し、監査費用を負担していただきます。

3. **ライセンス料** お客様に一つ以上のライセンスキーが発行され次第、本件ソフトウェアを使用することができます。本契約に合意することにより、パラレルスのウェブサイトの手順に従って、規定ライセンス料を支払うことにより、一つ以上のライセンスキーを取得することができます。期間限定のライセンスのライセンス料は、当該期間が開始する前に支払われなければならない、この期間が更新されるときは、その更新前にお客様が当初支払った支払手段により請求されます。お客様が支払うライセンス料は、本契約に基づき付与されるライセンスの対価です。ライセンスの取引は確定し、パラレルスは、如何なる状況の下でもライセンス料を返金しません。本契約に合意することにより、お客様はパラレルスにライセンス料を支払うことにより、ライセンス料の一部についても返金を受けられないことを完全に理解したものとみなされます。
4. **契約期間及び解除** 本契約は、お客様がこれに合意したときから、又はお客様が本契約に明示的に合意しなくともお客様が本件ソフトウェアをダウンロード、インストール、アクセス又はこれを使用したときから効力が発生します。本契約は、満了又は本契約に基づき解除されるまで、その効力は継続します（「契約期間」）。期間限定のライセンスは、お客様が期間を延長するための規定ライセンス料を支払わない限り、前払いされた期間の満了時に終了します。パラレルスの他の権利が損なわれることなく、ライセンス料の未払いの他、お客様が本契約で定める制限及びその他の条項に違反又は遵守しないときは、本契約は事前の告知なしに自動的に解除され、この場合、お客様は、パラレルスが、その法律上与えられる救済に加えて、遠隔操作により本件ソフトウェアを使用不能にすることができることに合意します。お客様は、パラレルスに書面にて、本件ソフトウェア及びドキュメンテーションの使用を中止する意向を通知することにより、本契約を何時でも解除することができます。本契約が、理由の如何によらず解除又は満了した時は、お客様は、本件ソフトウェアをアンインストールし、パラレルスに本件ソフトウェア、ドキュメンテーション及びこれらの全ての複製版及び取得した全てのライセンスキーを返還するか、これらを全て破棄処分し、破棄処分した旨書面による証明をパラレルスに提出するものとします。
5. **補償** お客様は、お客様、お客様の関係者又はお客様が権限を与えた者が、下記に定義するパッケージを本契約で明示的に許可する方法で使用しなかったことに起因して発生した全ての請求、申し立て、責任、損失、損害、判決、付与、コスト、合理的な弁護士費用を含む費用（以下「請求」と総称します。）につき、パラレルス、その全ての役員、取締役及び従業員をお客様の費用で補償し、不利益を与えないようにします。
6. **第三者ソフトウェア** 本件ソフトウェアは、ドキュメンテーションに含まれる「Notices.txt」ファイルで詳述される、別のライセンス条項（「第三者条項」）に基づきパラレルスに提供される様々な第三者ソフトウェア（以下「第三者ソフトウェア」といい、本件ソフトウェアと併せて「パッケージ」と総称します。）も組み込まれた上でお客様に提供されます。パッケージに含まれる第三者ソフトウェアに関する情報は、弊社のウェブサイトwww.parallels.comにも掲載されています。本契約の条項に従った方法で、本件ソフトウェアと関連して第三者ソフトウェアを使用することは許可されますが、第三者条項のもとではお客様にさらに広範な権利が付与されることもあり、また本契約のいかなる条項もお客様の第三者ソフトウェアの使用について別途制限を設ける意図はありません。本件ソフトウェアは、特定の他の第三者の操作システム及びアプリケーションと相互運用することも可能です。但し、パラレルスは、かかる第三者ライセンスをお客様に提供しませんので、各業者から全ての必要なソフトウェアのライセンスを取得していただくことはお客様の責任です。
7. **保証期間、免責、責任限定**
 - 7.1. **保証期間** お客様が、本件ソフトウェアを収録したCD又はDVDなど物理的な媒体を購入された場合は、パラレルスは、本件ソフトウェアが収録された媒体の材質上及び製造上の瑕疵を、購入日から90日間（「保証期間」）保証し、瑕疵のある媒体を無償で交換します。
 - 7.2. **免責** 第7.1項で明示された唯一の保証を除き、パッケージ及びドキュメンテーションは、現状のま

までライセンスされ、パラレルは、これらの商品性、十分な品質、特定目的に対する適合性、正確性、適時性、財産権又は第三者の権利の非侵害制を含む明示的若しくは黙示的又は法定の有無を問わない保証を法律上許容される最大限において、行いません。前記の一般規定を制限することなく、パラレルは、第三者ソフトウェアについて一切責任を負わないことを明示し、またパッケージがお客様の需要に合うこと、パッケージが中断されず、適時に、確実に、エラーが生じることなく操作されること、パッケージの瑕疵若しくはエラーが修正されること、パッケージが将来のパラレルの製品と互換性があること、又はパッケージに保管若しくはこれを通じて送信された情報が消失、破損若しくは滅失しないことを一切保証しません。お客様の目的を達成するために必要なパッケージの選択及び選択したパッケージ使用の結果は、お客様の責任です。パッケージの品質及び性能に対するリスクは、お客様が全面的に負います。

7.3. **責任限定** パラレルは、如何なる場合でもお客様又はお客様の関係者に対して、契約法理、保証、不法行為（過失を含む）、製造物責任又はその他の理由を問わず、間接的、偶発的、結果的、特別、懲戒的又は懲罰的な損害（逸失利益、事業中断、事業情報の喪失、データの喪失又はその他金銭的な損失を含みますが、これらに限定されません。）について、たとえパラレルがその類の損害が生じる可能性があるとして助言を受けていても、責任を負いません。また如何なる場合でも、お客様の本契約に基づく如何なる性質の請求に対しても、パラレルの賠償責任の総額及び累積額は、お客様が請求を申し立てた12ヶ月前まで遡る期間、当該請求の対象となる本件ソフトウェアについてお客様が実際に支払ったライセンス料の金額を超えないものとします。上記の救済が本質的な目的を達成できない場合でも、前述の制限が適用されます。

7.4. **特定の制限事項** 一部の地域では、特定の保証、損害又は賠償責任を制限又は除外することが認められない場合もあり、上記の除外又は制限がお客様に適用されない場合もありますが、その場合は、本第7条の除外及び制限事項は、適用法令の下で法的強制力が認められる最大限において適用されるものとします。

8. 雑則

8.1. **フィードバック** お客様から、説明文等の添付の有無を問わず、パラレルにアイデア、フィードバック、提案、素材、情報、意見又はその他（以下「フィードバック」と総称します。）が提供されても、パラレルは、お客様のフィードバックをレビュー、検討又は実施する義務はなく、お客様がパラレルにフィードバックを提供したことは秘密扱いされず、パラレル、その承継人及び譲受人は、お客様への報酬又は帰属性なしに、かかるフィードバックを使用、複製、改変及び開示する権利があり、お客様はフィードバックに対するいわゆる「人格権」を放棄し、これを主張しないことに合意します。

8.2. **準拠法及び裁判地** 本契約は、国際私法上の原則に拘わりなく、アメリカ合衆国ワシントン州法に準拠し、同法に基づき解釈されます。本契約に関連して生じた請求又は紛争は、ワシントン州西地区の連邦又は州裁判所に服するものとします。また法律で許容される最大限度で、お客様はこの裁判管轄に服することに合意し、この裁判管轄に異議を申し立てないものとします。本契約は、国際物品売買契約に関する国際連合条約に服せず、同条約の適用は、明示的に排除されます。

8.3. **分離性** 本契約の一つの条項が、裁判所又は行政機関により、特定の状況の下で無効又は強制不能と判断された場合は、残りの条項の効力及び強制力並びに無効又は強制不能とされた条項の他の状況における効力及び強制力には、影響を及ぼさないものとします。また条項の元の趣旨の効果を最大限発揮させるために、条項は、法律で許可される最大限解釈及び強制され、その解釈又は強制が法律上許されないときは、当該条項は、本契約から分離されたものとみなされます。

8.4. **存続** 本契約第2条、第5条、第7条及び第8条は、本契約の解除又は満了後も、本契約が解除又は満了した理由の如何によらず、存続し、これらの条文の効力及び拘束力は永続的に存続します。

8.5. **見出し** 本契約の条文及び各項の見出しは、参照目的のために付されており、本契約の意味又は解釈には影響しません。

8.6. **放棄** 当事者が、他方当事者の本契約の違反に対して権利を行使し、申し立てを行わない場合でも、

当該当事者が、以降の本契約の違反に対する権利行使及び申し立てを行う権利を放棄したものとみなされません。

- 8.7. **改正** パラレルスは、本契約をその単独の裁量で随時改正することができ、これを改正した都度、www.parallels.comに掲載します。但し、本契約に関して生じた紛争は、当該紛争が生じた時点において有効であった本契約の条項に従って解決されます。つきましては、弊社のサイトに掲載される最新の本契約を随時ご覧になり、改正点をご確認頂くようお願いいたします。本契約の重要な改正は、(i) お客様が、当該改正を実際に認識した後で、初めて本件ソフトウェアを使用したとき、又は(ii)改正後の本契約がwww.parallels.comに公表された日から30日のうち、いずれか早く到来した時期にその効力が生じます。本契約と本契約の最新版の間に矛盾がある場合は、www.parallels.comに掲載されている最新版が優先します。本契約の改正の効力が生じた後で、本件ソフトウェアを使用した場合は、お客様が改正後の本契約を承諾したことを意味します。本契約の改正に合意されないのであれば、ライセンスは、第4条に基づき、直ちに解除されます。
- 8.8. **税金** お客様は、本契約に基づくライセンス料の他、パラレルスの純利益に課される所得税を除き、本契約で予定される取引を理由として賦課又は課税される国、州又は地方を問わないあらゆる名目の全ての税金及び関税を支払わなければなりません。またパラレルスが本契約の取引のために当該税金又は関税を支払い、又はパラレルスにこれらが発生したときは、お客様がこれをパラレルスに償還するものとし、パラレルスがお客様に対してお客様の当初の支払手段を通じて当該税額を請求することにお客様は合意します。
- 8.9. **輸出規制** お客様は、アメリカ合衆国の法律、お客様が本件ソフトウェアを取得した地域の法律又はその他適用法令の下で許可される場合を除き、本件ソフトウェアを使用、輸出、再輸出、輸入、販売又は譲渡することはできません。お客様は、(i)米国の輸出規制の対象である国、又は米国政府が「テロ支援国家」として指定した国に居住していないこと、また(ii)お客様は米国政府の取引禁止又は取引制限相手として指定された者のリストに記載される者ではないことを表明及び保証します。またお客様は、本件ソフトウェアは、物理的又は電子的方法によるソフトウェアの輸出を規制するその他の米国及び米国外の法令に服する可能性があることを認識します。またお客様は、パラレルスに適用される米国及び米国外の法律の他、エンドユーザー、エンド使用及び目的地に適用される米国及び／又は米国外の政府の規制も遵守することに合意します。またお客様は、核ミサイル又は化学若しくは生物兵器の開発、設計、製造又は生産を含みますが、これらに限定されない米国の法律で禁止される目的のために、本件ソフトウェアを使用しないことに合意します。
- 8.10. **米国政府の使用権利** 本契約で定義される本件ソフトウェア並びにそのマニュアル及びドキュメンテーションを含む技術データは、連邦調達規則（「FAR」）2.101で定義される「商業目的用」のものであります。本件ソフトウェアが、米国政府（「政府」）の機関、省庁又はその他政府のために取得される場合は、本件ソフトウェア並びにマニュアル及びドキュメンテーション等これに関連するあらゆる技術データの使用、複製、公開、改変、開示、譲渡（「使用」）は、政府がこれらを如何なる態様で調達するのかに拘わらず、民間機関については、FAR12.212に従い、軍事的機関については、防衛連邦調達規則27.7202に従って、本契約の条項が適用されます。その他全ての使用は、禁止されます。
- 8.11. **言語** 本契約の翻訳は、地域の需要に応じて作成されるものであり、英文及び英文以外の本契約の間で紛争が生じた時は、英文による本契約が優先します。
- 8.12. **著作権及び商標権の表示**

「Copyright© 1999-2011 Parallels Holdings Ltd. All rights reserved.」

パラレルスのロゴ、「Parallels」、「Coherence」、「Compressor」、「Container」、「HSPComplete」、「Optimized Computing」、「Parallels Desktop」、「Parallels Explorer」、「Plesk」、「Transporter」、「Virtuozzo」及び「Profit From the Cloud」は、米国及び米国外におけるパラレルス・ホールディングス・リミテッドの登録商標又は商標です。本件ソフトウェア及びドキュメンテーションに表示されるその他全ての商標は、各権利者の保有物です。

本件ソフトウェアは、下記の一つ以上の米国の特許番号で保護されている技術によるものです。
7,974,985; 7,971,028; 7,958,097; 7,941,813; 7,941,552; 7,941,510; 7,930,382; 7,904,901; 7,890,605;
7,886,016; 7,877,411; 7,831,643; 7,823,009; 7,783,665; 7,743,275; 7,698,400; 7,676,526; 7,665,090;
7,613,793; 7,584,228; 7,574,527; 7,552,310; 7,509,369; 7,502,861; 7,475,157; 7,472,384; 7,469,323;
7,461,148; 7,461,144; 7,433,872; 7,426,565; 7,421,497; 7,418,620; 7,383,327; 7,328,225; 7,325,017;
7,293,033; 7,246,211; 7,222,132; 7,209,973; 7,099,948; 7,076,633; 7,987,432; 7,975,236; 7,975,017;
7,925,818; 7,865,893; 7,856,547; 7,856,542; 7,788,593; 7,757,034; 7,681,134; 7,647,589; 7,596,677;
7,581,085; 7,555,592; 7,506,096; その他、申請中の特許

- 8.13 **お問い合わせ** 本件ソフトウェア、その他のパラレルス製品及びサービスについてご質問等があるときは、下記にお問い合わせ下さい。Parallels Inc. 500 SW 39th Street, Suite 200, Renton, WA 98057, USA, Tel: +1 (425) 282 6400, Fax:+1 (425) 282 6444.、又は弊社のウェブサイト <http://www.parallels.com>

**別紙A
追加条項**

パラレルス・デスクトップ

お客様がパラレルス・デスクトップ・ソフトウェアを取得した場合には、以下の条項が本契約を補完するものとし、お客様に対して追加的に適用されます。

1. **第三者ソフトウェアのためにライセンスを得る必要があります。** 本件ソフトウェアは、第三者ゲスト操作システム及びアプリケーション・プログラムを複数同時に作動させることが可能です。この場合、お客様の責任で、ゲスト操作システム及び／又はアプリケーション・プログラムを含み、当該第三者のソフトウェアを作動させるために必要なライセンスを取得し、これに従って下さい。